

作陽短期大学

令和2年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

作陽短期大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学は、音楽学科を設置しており、明確かつ具体的な使命・目的に基づいて運営されており、建学の精神を明記し、簡潔な文章で、学是と使命を的確に明文化している。個性・特色として、建学の精神を生かした人間教育と、特色ある専門教育、また教育研究機能を生かした地域貢献が示されている。

移転、改組、学科編制の変更等、時代の変化とともに、絶え間なく改善がなされている。

全教職員が建学の精神に関するレポートを毎年執筆するなど、使命・目的及び教育目的の理解や啓発が行われている。中期計画で、建学の精神の理解と実践を掲げ、その実現に向けて具体策を提示し、教職員の教育力の向上を目指した。建学の精神を軸に、短期大学としての三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を使命・目的及び教育目的を反映する形で定めている。建学の精神の浸透と具現化を軸に、教育研究組織は構成されている。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、学科の目的ののっとして明確に定められ、高校生及び高校教員、保護者などへ周知している。専攻ごとに専門性の異なる試験内容や選考基準を設け、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っている。さまざまな努力により学科の定員を充足するよう取組んでいる。学修支援については、教員と職員の協働体制によって整えられている。アドバイザー制度を設け、学生への学修、進路、生活などに関する指導、助言を行っている。経済的な支援としては、必要に応じた授業料の減免などを行っているほか、日本学生支援機構及び各市町村、企業からの奨学生募集を紹介している。授業は、学生数に応じた適切な管理がなされている。心身に関する健康相談については、保健室が対応しており、カウンセリング室を隣接した場所に移設して保健室とスクール・カウンセラーの連携強化を図っている。

〈優れた点〉

- 学生支援システムを適切に活用して、学修状況などを常にアドバイザーが把握しており、定期的に学生と面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的事情を配慮した指導、助言を行い、体系的な学生支援を行っていることは評価できる。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、教育目的に基づき策定し、ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき策定し、ホームページ、学生便覧等に明示し周知している。体系的な履修を促すため、各専攻、専修の特性に応じた履修系統図を作成している。FD(Faculty Development)活動として、教授方法の改善のための各種調査結果の活用、アクティブ・ラーニングのための指導、先進的な教授方法の実践事例の共有等に取り組んでいる。学修成果の点検・評価方法として、学修ポートフォリオを活用し、オンライン上で半期に1回全学生に回答させ、各アドバイザー教員がフィードバックコメントを行っている。「IR推進室」が主体となり、教育成果調査を実施している。平成30(2018)年にアセスメント・ポリシーを策定及び施行し、ホームページで公開している。

「基準4. 教員・職員」について

学長は、短期大学を代表するとともに教育研究全般を管理すると定め、意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮している。教員・職員の適正な配置と役割、権限の適切な分散及び責任を明確しており、教職協働による教学マネジメントの機能性は担保されている。短期大学に必要な専任教員は、設置基準及び養成施設の指定基準で定める人数を満たしている。人材育成の目的として、学科が定めた重点目標に従い、職務領域に関する人事評価を実施し、学科長、学長による総合評価を行い、理事長の最終評価決定後、結果を当該者にフィードバックしている。「FD・SD委員会」では、毎年、教員能力開発計画を立案し、年度の重点目標を定め、組織的に、教員の資質・能力向上に努めている。公的研究費の適正な管理・監査等を取扱要領で規定し、厳正に運用している。専任教員個人が行う学術発展のための助成があり、研究活動を推進する体制が整えられている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

大学の組織と職務権限及び組織倫理に関する諸規則、公益通報に関する規程、「個人情報保護に関する取り扱い細則」などの規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を表明している。各部門が、使命・目的の実現のため毎年重点目標を設定し、目標達成のため経営改善計画を通して継続的に活動を実施している。

理事会は、理事長のリーダーシップのもとに、寄附行為に基づき、経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規則の改廃などについて審議を行っており、適切に運営している。経常収支差額比率は高い水準を維持し、借入金もなく健全な財務基盤を確立している。監査体制が整備され、監事、監査法人、監査役の三者の間で連携によって実施されている。会計監査人の監査については、期末監査及び期中監査が厳密に実施されている。

「基準6. 内部質保証」について

「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要綱」を平成7(1995)年に定め、「改革会議」「自己点検委員会」を軸として、平成17(2005)年度に体制を確立し、内部質保証のための活動を自主的・自律的に実施している。「IR推進室」は、平成28(2016)年

度に「改革会議」のもとに委員会として設置され、質保証に向けた自己点検・評価のための調査及びデータの分析を行っている。「改革会議」が、活動計画(PPLAN)を定め、評価項目の見直しを行った後、学科及び事務局における職務や教育研究活動等として実施(DO)している。その活動点検(CHECK)は、定められた手続きに沿って「自己点検委員会」で実施され、結果は、「改革会議」に報告され、改善(ACTION)に資している。このような一連の評価・改善の活動は、全教職員への意識付けにつながっており、教職協働で自己点検・評価活動を行う風土を醸成している。

総じて、短期大学は、建学の精神を軸に、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーなどに基づき運営されている。アドバイザーによる指導や支援が機能し、成績評価及び単位認定等も適切に行われている。教授会等の教学組織については、学長のリーダーシップのもとに適切に運営され、法人の管理運営組織も学長を兼ねる理事長のもとで諸規則に基づき運営されている。また、質保証のための自己点検・評価は、「改革会議」のもとに設置された「IR 推進室」が実施する各種アンケートに基づき適正かつ適切に実施されている。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.大学の教育研究機能を活かした社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 岡山県作陽高等学校&くらしき作陽大学／作陽短期大学 高大連携プロジェクト
2. 作陽ジュニア・ウインド・アカデミー
3. 学生による地域貢献活動・ボランティア活動

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学は、音楽学科を設置しており、明確かつ具体的な使命・目的に基づいて運営されている。学校法人作陽学園寄附行為細則において、建学の精神を明記し、同時に学是と使命を明文化している。

簡潔な文章で、ホームページ、学生便覧、教職員便覧等に的確明解な表現がなされている。

個性・特色として、建学の精神を生かした人間教育と、特色ある専門教育、また教育研究機能を生かした地域貢献が示されている。建学の精神かつ地域貢献については、新入生オリエンテーション、必修科目「アセンブリー・アワー」及び地域貢献科目で詳細に説明している。また、学科名称が教育内容を的確に表現している。また、学科名称（音楽学科における音楽専攻、幼児教育専攻）が教育内容を的確に表現している。

移転、改組、学科編制の変更等、時代の変化とともに、絶え間なく改善がなされている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「FD&SD 全教職員会議」を定期的実施し、毎年、全教職員が建学の精神に関するレポート執筆を行うなど、使命・目的及び教育目的の理解や啓発が行われている。ホームページ、作陽学園報等の印刷媒体などを通じて、受験生や保護者への周知を図るとともに、在学生には、学生便覧等を通じて、使命・目的及び教育目的の理解や啓発が行われている。

中期計画（平成 24(2012)年度-平成 28(2016)年度）で、建学の精神の理解と実践を掲げ、その実現に向けて具体策を提示し、教職員の教育力の向上を目指している。短期大学としての三つのポリシーを、建学の精神を軸に、使命・目的及び教育目的を反映する形で定めている。学科の三つのポリシーは、別途、当該教育組織の使命・目的及び教育目的を反映する形で定めている。建学の精神の浸透と具現化を軸に、教育研究組織は構成されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学科の目的にのっとって明確に定められ、ホームページ、大学案内、入学試験要項、学生便覧などに明示するとともに、高校訪問、進学説明会、受験相談、音楽講習会、オープンキャンパス、オープンセミナーなどの機会を利用して、高校生及び高校教員、保護者などへ周知している。

入学者の受入れについては、専攻ごとに専門性の異なる試験内容や選考基準を設け、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っている。

入学定員及び収容定員は未充足であるが、同窓会との連携、高大連携校への出張講義及び見学会、福山地域での出張講座、入学前教育プログラムを実施するなどの努力により、学科の定員を満たすことが期待できる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

学修支援については、教員と職員によって構成された「教授会」「全学教務委員会」「教務委員会」「全学教職課程運営部会」などにより、教員と職員の協働体制は整えられている。

アドバイザー制度を設け、学生の成績や出席状況、履修登録の状況、ポートフォリオなどを学生支援システム上でモニターし、学生への指導、助言を行っている。また、オフィス・アワーにより教員の指導が受けられるようになっている。

TAなどの学修支援については、「教育向上支援者制度」が施行されているものの活動実績はなく、これに準じた取組みとして上級生による下級生指導援助が行われている。

〈優れた点〉

○学生支援システムを適切に活用して、学修状況などを常にアドバイザーが把握しており、定期的に学生と面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的な事情を配慮した指導、助言を行い、体系的な学生支援を行っていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 27(2015)年度より「インターンシップ」を開設し、高梁川流域の企業展「龍の仕事展」への参加を通して就業体験を行っていたが、令和 2(2020)年度からは、倉敷市役所、総社市役所の所管部署、施設へのインターンシップを実施し、「政策提言発表」として市へ政策提案を行っている。他にも、公益財団法人岡山シンフォニーホールと連携して、コンサートホールにおける企画運営、各種演奏会・事業運営を実践的に学んでいる。

「アセンブリー・アワー」においてフィールド系教育として「くらしき学講座」を開設し、それを発展する形で「地域貢献科目」を開設し、社会人基礎力育成に取り組んでいる。

進路支援室では、入学時から就職・進学までのサポートを行い「就職指導スケジュール」を作成して、集団指導と個別指導を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、アドバイザーによる学修、進路、生活などに関する指導、「学生委員会」による厚生補導、「学生会」を通じての指導・支援を行っている。

課外活動支援として、「学生会」や「クラブ団体」などに活動費を助成し、「保護者懇談会」を開催して学生情報を保護者に提供するとともに、保護者からの要望や情報などを得た上で学生支援に活かしている。

経済的な支援として、「兄弟姉妹が同時に在学する場合の授業料減免制度」など独自の減免制度及び「特待生制度」による授業料の減免などを行っているほか、日本学生支援機構及び各市町村、企業からの奨学生募集を紹介している。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などは、保健室の専任職員がスクール・カウンセラーなどと連携して対応している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎面積は、設置基準を上回っている。大小の全講義室に視聴覚設備を備え、演習室、レッスン室、音楽練習室や多目的ホールなどが設置されている。また、体育館、野外音楽堂、クラブハウス、夜間照明設備のある運動場、車で通学する学生のための無料駐車場なども完備されている。

図書館は、多くの図書、楽譜、学術・一般雑誌、研究紀要や報告書、視聴覚資料などを所蔵しており平日 9 時 30 分から 19 時まで開館している。また、ラーニング・コモンズ用のスペースを設けている。

バリアフリー対応として、全校舎床には段差がなく、エレベータ、スロープ、身体障がい者用トイレなども備えられており、車椅子でも各校舎を利用できる。授業は、学生数に応じた適切な管理がなされている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望については「授業評価アンケート」によって把握し、アンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、授業の改善に役立っている。また、学生の学修行動や学修実態を把握し、学修環境や学修支援体制の改善に役立てるため、「学修行動に関する調査」を毎年、全学生を対象に実施している。学生生活に関する学生の意見・要望は、「学生生活満足度調査」を実施し、「IR 推進室」が調査・分析を行っている。

心身に関する健康相談については、保健室が対応しており、カウンセリング室を隣接した場所に移設して保健室とスクール・カウンセラーの連携強化を図っている。

学修環境に関する学生の意見・要望を把握するため、「改善提案箱」を学内 4 か所に設置して、意見・要望などを自由に投かんできる環境を整えている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育目的に基づき策定し、ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、卒業認定基準を策定し、ホームページ及び学生便覧等に明示するとともに、「新入生オリエンテーション」及び授業開始前の「履修登録オリエンテーション」で周知している。

単位の認定は、授業を履修し、試験、レポート、受講状況などにおける学修実績に基づき、秀、優、良、可が合格、不可が不合格である旨、ホームページ、学生便覧等に明示し、厳正に適用している。また、他大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定も学則に明示し、教授会の議を経て厳正に行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき策定し、ホームページ、学生便覧等に明示し周知している。また、ディプロマ・ポリシー達成のため、カリキュラム・ポリシーを策定し、両ポリシーにおいて一貫性を確保している。

体系的な履修を促すため、各専攻、専修の特性に応じた履修系統図を作成している。また、教養教育の充実のため、教養教育全般や教育課程についての意見・情報交換を行うとともに、共通する事項について協議・調整を行っている。

キャップ制度については、各学年とも 49 単位を履修登録の上限単位数として定めている。

FD 活動として、学内外の講師による FD 研修を行い、教授方法の改善のための各種調査結果の活用、アクティブ・ラーニングのための指導、先進的な教授方法の実践事例の共有等に取り組んでいる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価方法として、学修ポートフォリオを活用し、オンライン上で半期に1回全学生に回答させ、各アドバイザー教員がフィードバックコメントを行っている。

また、各学期末に全科目において、授業方法や授業運営についての「授業評価アンケート」を実施し、アンケート結果は、教育内容改善用データとして各教員にフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導などの改善に役立っている。

さらに、「IR 推進室」が主体となった、資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートを実施している。

平成 30(2018)年にアセスメント・ポリシーを策定及び施行し、ホームページで公開している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び教授会規程で、学長が教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項を定めている。また、「学校法人作陽学園教職員組織規則」において、学長は短期大学を代表するとともに短期大学の教育研究全般を管理すると定め、教学マネジメントの構築を諮るため「運営会議」「改革会議」「合同教学会議」及び教授会などの会議体に学長が出席し、意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮している。

学科長を配置し、主要な会議体に学科長が構成員として出席することで、学長を補佐する体制を整えている。また、事務局長、事務局長補佐が、「運営会議」「改革会議」に構成員として出席することで、教員・職員の適正な配置と役割、権限の適切な分散及び責任を明確にしておき、教職協働による教学マネジメントの機能性は担保されている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

短期大学に必要な専任教員は、設置基準及び養成施設の指定基準で定める人数を上回っており、各専攻に適切に配置されている。教員の採用及び昇任は、人事委員会、教授会において審議を行い、「作陽短期大学教員採用・昇格規程」に基づき適正に運用している。また、教員の採用は公募で行われている。

人材育成の目的として、理事長が定める「学園基本方針」と学長が定める「短期大学重点目標」に基づき、学科が定めた重点目標に従い、各教員が定めた重点目標の達成度評価、「業績貢献自己報告書・人事評価表」による教員の職務領域に関する人事評価を実施している。学科長、学長による総合評価が行われ、理事長の最終評価決定後、本人に結果をフィードバックしている。

「FD・SD委員会」において、年度ごとに教員能力開発計画を立案、年度の重点目標を定め、FDを組織的に実施し、教員の資質・能力向上に努めている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員能力開発計画は「FD・SD委員会」にて年度ごとに計画を立案し、協議の上、組織的に実行している。SD研修では、重点目標（基本動作再確認、中堅職員の能力開発、学外研修）を推進し全教職員が短期大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、資質・能力を向上させる取組みを実施している。

また、教職員協働・共通能力開発として全教職員会議、評価者研修、学部・学科改善活動を実施している。人事評価制度は「等級規程」が定められており、評価の公平性及び客

観性を保っており、人材育成等に活用している。また、目標成果管理表で継続的・自主的な能力開発も促している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員に個別研究室を備えている。音楽系は防音設備が付設されており施設は充実している。また、演奏芸術センター、商品開発交流研究センター、仏教文化研究センター、子ども教育研究センターを設置している。

「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」「作陽学園倫理憲章」のほか、研究活動不正行為防止の対応として、「くらしき作陽大学、作陽短期大学公的研究費等による研究活動不正行為への対応に関する規程」を定めるとともに別途、公的研究費の適正な管理・監査等を取扱要領で規定し、厳正に運用している。

専任教員個人が行う学術発展のための「個人研究」及び教育改善、研究の推進上必要であると認められる「特別研究」の二つの助成があり、研究活動を推進する体制が整えられている。また、倉敷市や総社市などの地方公共団体や民間企業等との研究活動により外部資金の導入を進めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

短期大学の組織と職務権限及び組織倫理に関する諸規則、公益通報に関する規程、「個人情報保護に関する取り扱い細則」などの規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を表明

している。

法人は令和 2(2020)年度から 5 年間の「第二次経営改善計画」を策定した。各部門が使命・目的の実現のために毎年重点目標を設定し、目標達成のため経営改善計画を通して継続的に活動を実施している。

ハラスメントへの取組みは、防止等に関する指針を定め適切な対応を行っている。また、「人権教育委員会」を設置し、人権にも配慮するとともに、情報公開については規則を定め、適切に運営している。デマンド監視装置の設置、空調機の集中管理による温度設定の実施など、地球環境保全に配慮した取組みを実施している。「危機管理に関する細則」「作陽学園消防・防災計画」を整備するとともに、危機管理マニュアルを作成し、毎年学生、教職員による防災訓練を実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、理事長のリーダーシップのもとに年 7 回開催され、寄附行為に基づき、経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規則の改廃などについての審議を行っており、適切に運営している。理事会の構成員は理事 8 人で規定に基づき適切に選任され、理事会への出席率も良好である。

理事会のもとに「運営会議」及び「改革会議」を設置し、理事長の諮問に応じ、重要事項に関する協議を行うとともに、理事会には、法人と教学部門との連携を目的とするため、学長をはじめ、オブザーバーとして併設大学学長補佐、併設大学各学部長、事務局役職者が毎回出席して理事との意見交換を行い、教学部門の意思が運営に反映できる体制を整えている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は学長を兼任しており、「運営会議」「改革会議」及び教授会などへ毎回出席している。会議体の構成員は、学科長等学内役職者を含んでおり、法人と短期大学との意思疎通の場として機能している。理事長のもとに教学組織と事務組織があり、教学にかかる事項は教員を主とする会議で、事務にかかる事項は職員を主とする会議で、共通する事項は

教職員合同の会議で審議され、相互チェックが効率的に機能している。

3人の監事は、寄附行為に基づき適正に選任され、内部監査部門の監査役との連携体制を整え、毎回理事会、評議員会へ出席し、法人の業務及び財産状況について監査を行い、意見を述べている。評議員会は年3回開催し、評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、出席率も良好であり、諮問機関としての機能を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度から 5 か年の中期計画である「学校法人作陽学園経営改善計画」に基づき 5 か年の財務計画表を策定し、各目標値を定め、決算対比で理事会に報告し、進捗状況を管理している。予算編成方針の中に、「学校法人作陽学園経営改善計画」の視点に立った予算措置とすることを盛り込むとともに、教職員へ経営改善計画を配付し、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討を行っている。

経常収支差額比率は高い水準を維持し、借入金もなく健全な財務基盤を確立している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理と決算については、学校法人会計基準、「学校法人作陽学園経理規則」等に基づき、適切に行われている。部門別の収支状況を把握するために事業活動収支計算書を作成し、部門別財務管理の資料として活用している。予算は、予算編成方針に基づき、各部門で予算編成資料を作成している。

監査体制が整備され、監事、監査法人、監査役の三者の間で連携によって実施されている。

会計監査人の監査については、期末監査及び期中監査が厳密に実施されている。また、監事による監査は、監査計画書に基づき、期末監査及び期中監査を実施している。監事は理事会、評議員会にも出席し、その業務執行状況を監査するとともに、公認会計士との面談や情報交換がなされている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「くらしき作陽大学・作陽短期大学 自己点検・評価等実施要綱」を平成 7(1995)年に定め、「改革会議」「自己点検委員会」を軸として、平成 17(2005)年度に体制を確立し、内部質保証のための活動を自主的・自律的に実施している。

自己点検・評価活動に際して、毎年度点検・評価項目を見直して充実・発展させるとともに、平成 28(2016)年度には「IR 推進室」を組織し、アセスメント体制を構築するなど、その活動体制を見直しながら取り組んでいる。

また、令和 2(2020)年 4 月より短期大学のガバナンスコード制定に向けた活動に着手し、7 月の「運営会議」及び 9 月の理事会での承認を経て、ホームページに公表している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「改革会議」において前年度の自己点検項目を見直し、新たな自己点検項目を定める活動を毎年行っている。自己点検評価委員会はそうした項目に沿って自己点検・評価活動を 4 年ごとに日本高等教育評価機構の定める評価項目に照らして実施している。結果はホームページで公表している。また、組織的には、「運営会議」「改革会議」「FD&SD 全教職員会議」において共有され、改善活動の一助をなっている。

「IR 推進室」は、平成 28(2016)年度に「改革会議」のもとに委員会として設置され、質保証に向けた自己点検・評価のための在学生調査、保護者調査、卒業生調査、企業調査、卒業後の評価などの調査及びデータの分析を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組み

の確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「改革会議」が、活動計画(PLAN)を定め、評価項目の見直しを行った後、学科・専攻及び事務局における職務や教育研究活動等として実施(DO)している。その活動点検(CHECK)は、定められた手続きに沿って「自己点検委員会」で実施され、結果は、「改革会議」に報告され、改善(ACTION)に資している。

毎年度設定される点検・評価項目に基づいた、自己点検評価管理表にかかる点検活動では、学科、事務局各部門にて点検を行い、その結果を「改革会議」及び「自己点検委員会」へ提出することとなっており、法令等に基づいた業務の点検及び各部門の業務の改善活動が行われている。このような活動は、教職員への意識付けとなっており、教職員が協働で自己点検・評価活動を行う風土を醸成している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 大学の教育研究機能を活かした社会貢献

A-1. 教育課程および体制の整備

A-1-① 建学の精神、使命、目的に基づいた「社会貢献」を重視した教育課程の編成

【概評】

併設大学子ども教育学部の教員と協力し、地域子育て支援拠点として、さくよう森の広場「どんぐりっこ」を開設している。「どんぐりっこ」は、倉敷市からの依頼により、平成 25(2013)年 2 月 14 日に地域子育て支援拠点（ひろば型）として開設された。当初は併設大学内の施設を利用していたが、平成 25(2013)年 4 月 1 日「くらしき作陽大学附属幼稚園（現：くらしき作陽大学附属認定こども園）」開園に伴い、同年 5 月 20 日に附属幼稚園 2 階の多目的ルームに場所を移し活動を始めた。

平成 26(2014)年には、「さくよう子育てカレッジ」を立ち上げ、岡山県から「おかやま子育てカレッジ」に指定され、その子育て支援事業の一環として「どんぐりっこ」事業は組込まれた。

「どんぐりっこ」の活動は、地域の子育て支援活動である。週に 2～3 回地域の子育て中の親子が集まり「どんぐりっこ」専従のスタッフとともに活動しているが、その活動の中に短大の教員と学生も参加している。

教員は専従のスタッフとともに専門家の立場から保護者の子育ての悩みや疑問に対してアドバイス等を行い、子育て活動を支援している。学生はパネルシアターや絵本の読み聞かせ等を行い子育ての現場を体験するとともに、「どんぐりっこ」における実践活動の企画・準備・実践を通して、「子育て支援活動」の実際についての理解を深め指導力を高めながら、

社会貢献、地域連携につなげている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 岡山県作陽高等学校&くらしき作陽大学／作陽短期大学 高大連携プロジェクト

平成 30(2018)年度より、SSPP と通称する「作陽高校&作陽大学／作陽短期大学パートナーシッププロジェクト」を実施している。その目的は、本学および併設大学所属教員と高校所属教員とがそれぞれ有する教育資産を高校、大学双方の発展のために活用し、系列校としての互惠関係を再構築することである。また、相互協力によって、生徒、学生の満足度が向上したり、生徒の大学進学に当たっての進路選択の幅を拡げることができたりするなど、お互いにウィン・ウィンの好結果をもたらしている。

プロジェクトの概要は、火曜日に年間 8 回程度、本学および併設大学教員が、系列高校ミュージックコースの生徒に対してオムニバス方式で多彩な授業を実施するものである。授業は 1 回につき 2 時限実施しており、高校生と大学生の吹奏楽合奏の合同授業及びオムニバス形式で各教員の専門領域の授業を展開している。

2. 作陽ジュニア・ウインド・アカデミー

「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」は、吹奏楽の早期教育を通して児童・生徒の健全な育成を図り、地域貢献と幅広い音楽文化の振興を目的として、平成 21(2009)年 6 月に発足した。その前身は倉敷チボリ公園で活躍していた「こども吹奏楽団（チボリガード）」であり、平成 20(2008)年 12 月に同公園が閉園したことに伴い、本学に移管、設置されることとなった。

「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」は、本学の 11 号館（音楽交流センター）及び校内講義室の一部を拠点にして活動しており、毎年実施している定期演奏会や学習発表会は、本学の 10 号館（藤花楽堂）などで開催し、多くの観客を迎え好評を博している。また、高梁川流域連盟ジョイフルコンサート、玉島音楽フェスティバル、総社ジュニア・バンド・フェスティバルなどへの参加により、地域文化の活性化に寄与している。

団員への個人指導は学生が行っており、将来教員や楽器指導者を目指す学生にとって、実践的指導力を高める良い機会となっている。団員は学校の枠を超えた広い地域から約 60 人が集まり、音楽を通して強い絆で結ばれている。また、卒団生は、高校や中学校の吹奏楽部のリーダーとして活躍し、中には本学へ入学して団員を指導するなど、「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」を通して地域の音楽活動が好循環している。

3. 学生による地域貢献活動・ボランティア活動

商工会議所や病院・各種施設等からの依頼に積極的に応じるよう、学生を指導・支援することで、ボランティア活動を充実させてきた。平素より多様な機関からの依頼に積極的に応える形で活動している。倉敷市内に立地する「まび記念病院」イルミネーション点灯式での金管五重奏や倉敷市立自然史博物館で初開催されたナイトミュージアムでのキャンドルコンサートで木管五重奏が好評を博した。

併設大学附属の児童文化部「ぱれっと」には本学学生も参加しているが、この活動では乳幼児を対象とした出張公演、地域開催行事へのボランティア活動（年間約 50 公演）を行っている。

